予　算　要　求　資　料

令和６年度当初予算　　　　　　　支出科目 款：民生費　項：社会福祉費　目：社会福祉諸費

事 業 名 住居確保給付金事業費

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

健康福祉部　地域福祉課　生活支援係　 電話番号：058-272-1111（内3452）

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

１ 事 業 費　　　　　　　　　3,131 千円　（前年度予算額：　　　　　7,246 千円）

＜財源内訳＞

区　分	事業費	財源内訳							
		国　庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財　産 収　入	寄附金	その他	県　債	一　般 財　源
前年度	7,246	5,228	0	0	0	0	0	0	2,018
要求額	3,131	2,034	0	0	0	0	0	0	1,097
決定額									

２ 要 求 内 容

（１）要求の趣旨（現状と課題）

平成２７年４月に施行された生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）において同制度が福祉事務所設置自治体の必須事業とされたため、郡部において福祉事務所を設置している県が同事業を実施している。

新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に陥っていないが同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方に対して、国が令和２年４月２０日から給付金を支給できるように対象範囲を拡大したことにより、申請者が急増した。なお、令和５年４月１日から拡大した給付金の対象要件が恒久化され、今後も申請者が継続して発生していくと予想されるため、必要な経費を計上し、県民のニーズに応えていく。

（２）事業内容

離職等又は休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に陥っていないが同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方に対して、引き続き、必要な支援を実施していく。

○支給対象者　離職、廃業後２年以内の者、給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少している者

○支給要件

①申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入合計額が収入基準額以下であること

②預貯金が基準額×６カ月分以下であること（ただし、100万円を超えない額）

③誠実かつ熱心に求職活動、又は、自立に向けた活動を行うこと

○支給額　　２９千円／月（単身世帯）

○支給期間　原則３ヶ月（求職活動等を誠実に行っている場合は３ヶ月延長可能。最大９ヶ月まで。）

（３）県負担・補助率の考え方

福祉事務所未設置の町村区域においては、県が実施主体。（法第４条②二）
当制度のうち、給付費については、国庫負担３／４。（法第１５条①四）

（４）類似事業の有無

なし

３ 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	100	県福祉事務所　旅費
需用費	160	県福祉事務所　消耗品費
役務費	158	県福祉事務所　役務費
その他	2,713	住居確保給付金　給付費（扶助費）
合計	3,131	

決定額の考え方

事　業　評　価　調　書（県単独補助金除く）

□	新規要求事業
■	継続要求事業

１ 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
　生活困窮者自立支援法の施行に基づき、離職者の就労・生活支援を行う雇用対策を補完する制度として実施するものであり、県社会福祉協議会で実施する生活費等の貸付制度（総合支援資金貸付）との両輪で、雇用と住宅を失った者等に対する総合的な支援を実施していく。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前（R ）	R4年度実績	R5年度目標	R6年度目標	終期目標（R ）	達成率
①						
②						

〇指標を設定することができない場合の理由

　離職者及び減収者の就労・生活支援を行う事業であり、申請の都度対応していくものであるため。

（これまでの取組内容と成果）

令和２年度	県福祉事務所（岐阜地域福祉事務所及び県事務所福祉課）が所管する区域内（郡部）の離職者に対する賃貸住宅の家賃補助を行っている。 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、支給対象に減収者が追加され、支給要件としていた求職活動について大幅に緩和されたことで、申請者が急増している。 また、本来は最長９カ月の支給であるところ、令和２年度中に新規申請した方は最長１２ヵ月の支給が可能となり、要件が厳しかった再支給についても要件が緩和されたことで支給額は減少することなく多くの利用が続いている。 令和元年度の支給決定者数（郡部分）１件（H31.4～R1.3） 令和２年度の支給決定者数（郡部分）１８９件（R2.4～R3.3）
令和３年度	令和２年度に引き続き、支給対象者や支給要件が緩和されており、新型コロナウイルス感染症拡大以前に比べ、申請者している。 令和３年度の支給決定者数（郡部分）１２５件（R3.4～R4.3）
令和４年度	令和３年度と比較するとやや減少傾向だが、引き続き支給対象や支給要件については緩和されており、新型コロナウイルス感染症拡大以前に比べ多く利用されている。 令和４年度の支給決定者数（郡部分）６５件（R4.4～R5.3）

２ 事業の評価と課題

（事業の評価）

・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） ３：増加している ２：横ばい １：減少している ０：ほとんどない	
（評価） ３	就職活動を行う上で、居所が不明または安定していないことは非常に不利益であり、住宅を喪失又は喪失の恐れのあるものが、安心して就職活動を行えるような支援として賃貸住宅の家賃補助を行う必要がある。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ３：期待以上の成果あり ２：期待どおりの成果あり １：期待どおりの成果が得られていない ０：ほとんど成果が得られていない	
（評価） ２	令和４年度は、県所管分において６５名が受給決定となった。 また、令和５年度上半期（４月～９月）は、１５名が受給決定となった。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ２：上がっている １：横ばい ０：下がっている	
（評価） １	県が定めた要綱や国が示す取扱問答などに定める手順に従い、現地機関及び自立支援相談機関が連携して事務を進めている。

（今後の課題）

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

新型コロナウイルス感染症については、一応の終息が見込めたが、依然として厳しい雇用情勢が続くことが予想され、離職者の再就職も厳しくなると考えられることから、引き続き住宅及び就労機会の確保に向けた支援が必要である。今後、さらなる支給要件の変更等に対応できるように、国の動向を注視しつつ迅速な事務手続きを行っていく必要がある。

（次年度の方向性）

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

法制化により実施が義務付けされた事業であることから今後も継続する。また、新型コロナウイルス感染症の影響で拡大された支給要件が恒久化されたことに伴い、今後も申請者が絶えないことが予想されるため、引き続き支援を行っていく。